

第1編 計画の基本的事項

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

習志野市は、「文化住宅都市憲章」をまちづくりの基本理念として定め、この基本理念のもと、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を将来都市像とした新たな「習志野市基本構想」を平成26年4月よりスタートさせました。

本基本構想では、「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」や「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」を目標に掲げており、本市は、障がい福祉の充実に向けた施策を総合的・計画的に推進してきました。

本市の障がい者計画については、平成7年に国の「障害者プラン」が示されたことを契機に、平成9年度に「第1期習志野市障害者基本計画」を策定しました。そしてこの計画の基本目標を『福祉土壌の醸成されたまち』といたしました。その後、措置制度から、障がいのあるサービス利用者の自己決定と選択を重視する契約制度への変遷を経て、平成19年度に第2期計画を策定、その基本目標を『住み慣れたまちで誰もが輝くために』とし、地域における障がい者の自立を目指した支援の方向性を示しました。

平成23年、国は、国連の「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」といいます。)の批准に向けた法整備の一環として、「障害者基本法」を改正しました。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を基本理念とし、この中で国は、障がいのある人について“保護の必要な弱者(=客体)”から、“支援を受けつつ社会の一員として自主的に参加する者(=主体)”へと社会の意識を大きく転換する考え方を示しました。

また、障がい者の定義を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とし、健常者を中心とした社会の仕組みや環境こそが障がい者を生んでいるという、それまでの“医学モデル”から“社会モデル”への発展を示しました。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が変化する中、本市は平成24年度、第3期計画を策定しました。『誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域でありのままに暮らすことができる社会』を基本目標に掲げ、誰もが障がいや障がいのある人を正しく理解し、障がいを個性のひとつとして尊重し、互いに支え合う「共生社会」を実現するため、市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき基本的な方向性と施策を示し、取り組んでまいりました。

平成26年2月、国連の「障害者権利条約」が発効されました。平成28年には、社会的障壁の除去や合理的配慮を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)、改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇

用促進法」といいます。)が施行され、障がい者の権利擁護の機運はますます高まっています。また同年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。)が改正され、障がい者本人が望む地域生活の充実や、社会参加のさらなる促進に向けた内容が盛り込まれるなど、今般、障がい者を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しています。

本市では、平成29年、習志野市障がい者地域共生協議会(以下「地域共生協議会」といいます。)から、障がい者の地域課題とその解決策についての提言書が提出されました。また現在、就学期や就労期、あるいは高齢化に伴う変化に合わせた支援の在り方が課題となっています。

今回策定しました「第4期習志野市障がい者基本計画」(障がい者施策に関する基本計画)(以下「第4期基本計画」といいます。)は、これらの国の動きや社会情勢、地域の課題を踏まえ、今後6年間に於いて充実すべき施策や事業について新たな方向性を示した、障がい福祉施策に関する総合的な計画です。幹となる基本視点と重点課題を設定し、各施策を体系的に配置することにより、それぞれの取り組みが有機的につながり、より効果的に実施されるよう整理しました。

また、「第5期習志野市障がい福祉計画」及び「第1期習志野市障がい児福祉計画」は、第4期基本計画と国の指針を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るために必要な福祉サービスその他の支援についての見込量等を定めています。

2. 計画の位置づけ

(1) 習志野市障がい者基本計画(障がい者施策に関する基本計画)

習志野市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する障がい者のための施策に関する基本的な計画です。国における障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とし、本市における障がい者の状況等を踏まえた障がい者施策の総合計画として策定しました。また、平成28年4月から施行された「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」(以下「習志野市心が通うまちづくり条例」といいます。)に定める施策の総合的かつ計画的な推進に資する計画を含むものとしています。

※ 障害者基本計画(国)

障害者基本計画(第3次):計画期間(平成25年度～29年度までの5年間)

国は旧基本計画の満了にあたり、平成23年7月の障害者基本法の改正を踏まえ、障害者政策委員会における調査審議を経て、計画案を策定しています。第3次計画では、障がい者施策の基本原則を、「地域社会における共生等」、「差別の禁止」、「国際的協調」とし、「障害者の自己決定の尊重」を各分野の横断的視点とするなどの特徴が見られます。

障害者基本計画(第4次):計画期間(平成30(2018)年度～(2022)年度までの5年間)

障害者政策委員会でまとめられた「障害者基本計画(第4次)の策定に向けた障害者政策委員会意見」を踏まえ、平成26年1月に国会の承認のもと締結された「障害者権利条約」の理念の尊重及び整合性の確保などを各分野の横断的視点としています。

※ 千葉県障害者計画

第五次千葉県障害者計画:計画期間(平成27年度～29年度までの3年間)

障害者施策を総合的かつ着実に進展を図るための計画で、健康福祉分野をはじめ、入所施設から地域生活への移行の推進、障がい者の権利擁護、療育支援、相談支援、就労、障がい特性に応じた支援、教育、生活環境、情報コミュニケーション、安全・安心など幅広い分野を対象としています。

第六次千葉県障害者計画:計画期間(平成30(2018)年度～(2020)年度までの3年間)

障害者基本法に規定され、県政全般にわたる障害者施策についての基本的方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するために定める基本計画と、障害者総合支援法に規定され、サービス等の必要見込量等を示す障害福祉計画・障害児福祉計画を一体として定めた計画です。

(2) 習志野市障がい福祉計画・習志野市障がい児福祉計画

習志野市障がい福祉計画・習志野市障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する計画です。国が示す基本指針に則し、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業等に関する必要な見込量と提供体制の確保に関する計画で、その達成状況を毎年確認しながら推進していくことが求められています。

3. 計画の期間

障害者基本法で規定する障害者基本計画は、計画期間の定めがないため、本市の障がい者基本計画では第1期の計画期間を10年間、第2期計画においては制度改正等を考慮して5年間で策定しました。

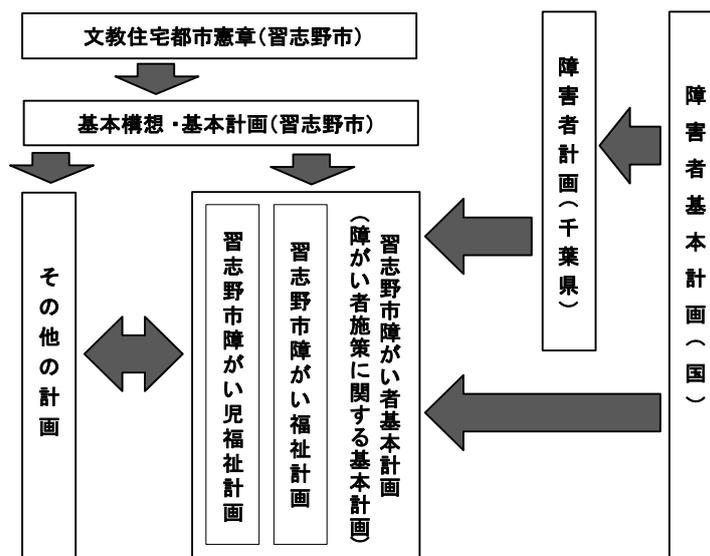
また、第3期障がい者基本計画は計画期間を障がい福祉計画の2期分である6年間と定めました。

今回の第4期基本計画期間も第3期と同様の6年間として策定し、第5期障がい福祉計画は障害者総合支援法の規定により平成30(2018)年度から(2020)年度の3年間で計画期間としています。

障がい者基本計画は、国の障害者基本計画、本市基本構想及び基本計画の策定により計画期間の途中でこれを見直す場合があります。

	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度
国	障害者基本計画(第3次)(平成25年度～29年度)				障害者基本計画(第4次)					
県	第五次千葉県障害者計画				第六次千葉県障害者計画			第七次千葉県障害者計画(予定)		
習志野市	習志野市基本構想(平成26(2014)年度～(2025)年度)									
	第3期障がい者基本計画(平成24年度～29年度)				第4期障がい者基本計画					
	第4期障がい福祉計画				第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
					第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

<各計画の関連>



4. 計画策定・推進体制

① 障がい者基本計画等策定委員会の設置

当事者や専門的視点からの検討のため、障がい当事者・家族、福祉事業関係者、学識経験者などで構成する「障がい者基本計画等策定委員会」で審議し、計画を策定しました。

② 障がい者基本計画検討委員会の設置

「障がい者基本計画等策定委員会」における協議を受けて、計画の具体的施策について、市関係部署の立場から検討するため、市関係部署の次長で構成する「障がい者基本計画検討委員会」を設置し、検討・調整の上、計画を策定しました。

③ 計画策定の基礎資料

・施策の点検

前回計画に掲げた施策及び障害福祉サービスについて、進捗状況を確認するとともに、課題を整理し、新規事業を含め、今後の取り組みの方向性を検討しました。

・アンケート調査の実施・分析

障がい者施策に関する現状や課題、要望について、対象者を5つに区分してアンケート調査を実施し、課題の分析のための基礎資料として活用しました。

④ パブリックコメントの実施

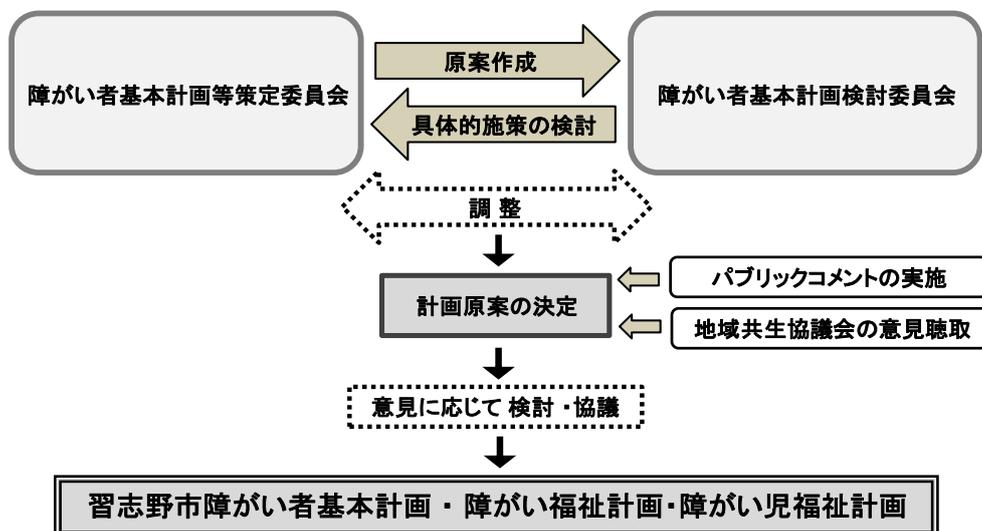
計画の内容についてパブリックコメントを実施し、広く市民からの意見聴取を行いました。

⑤ 地域共生協議会

障害者総合支援法により、障がい福祉計画を定める場合は、協議会の意見を聴くよう努めるとされていることから、地域共生協議会の意見を聴取して計画を策定しました。

⑥ 評価

障がい者基本計画は、毎年度、「施策の展開」として記載した取り組みごとに、担当所属において達成度を評価します。この評価結果は、次年度以後の事業内容の検討のための資料として活用します。重点課題ごとの数値目標は、計画期間の終了までに再度アンケート調査を実施し目標の達成度について評価、分析を行います。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、第3編に記載する方針に基づき、進行管理と評価を行います。

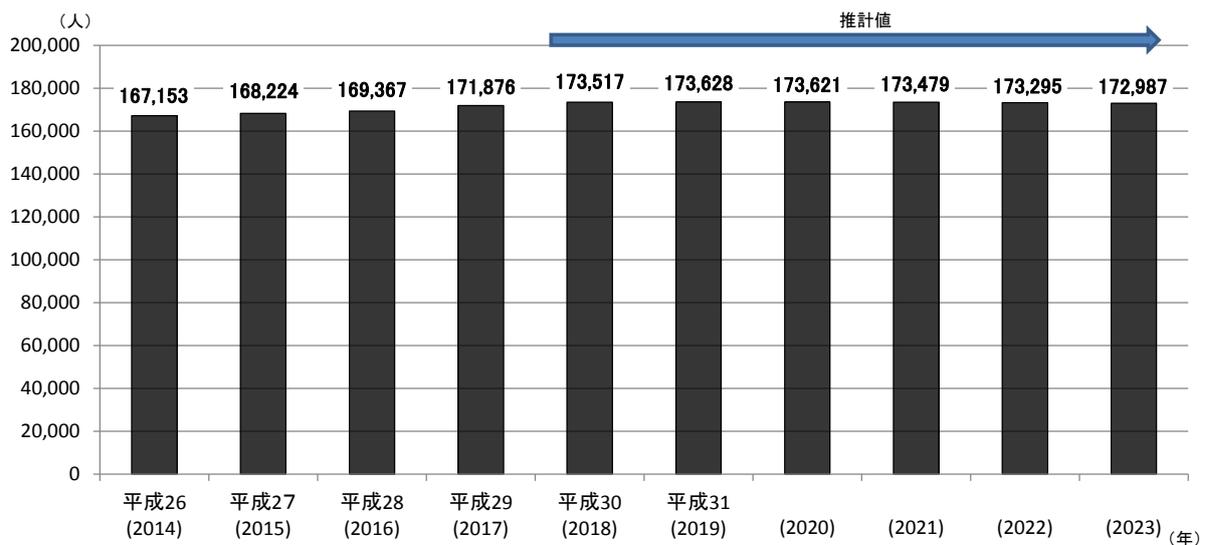


第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 人口の動向

習志野市障がい者基本計画及び習志野市障がい福祉計画の策定に当たっては、その基礎となる数値として人口の動向が重要となります。習志野市における人口推移の推計は次のとおりです。

(1) 人口の推移



各年3月末日現在

コーホート要因法により人口推計を行ったところ、本市の総人口は平成31年まで増加傾向が続く見込みです。

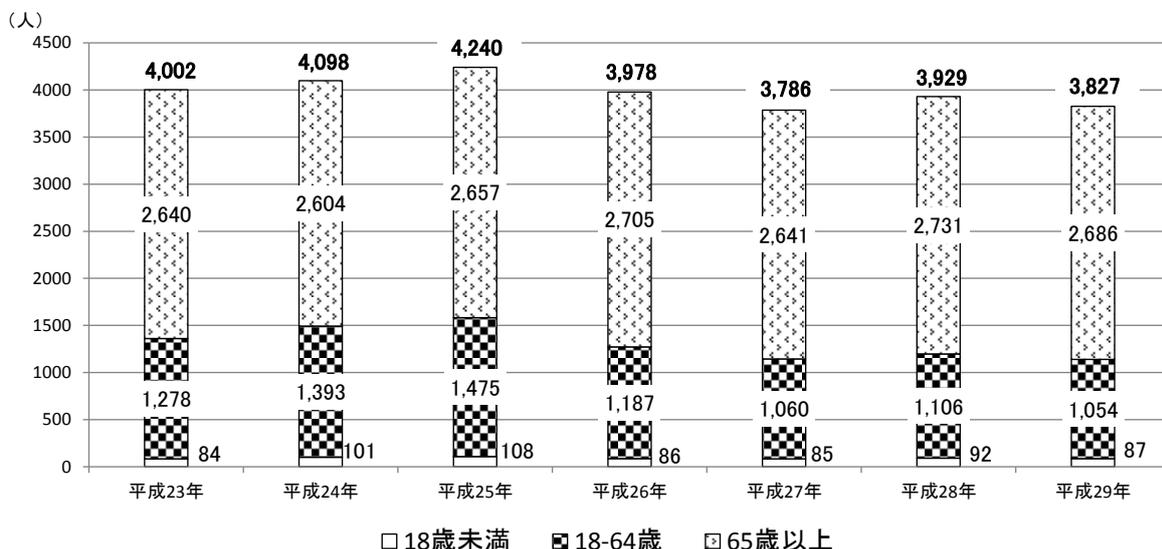
※コーホート要因法とは、各コーホート(同じ期間に生まれた人々の集団のこと)の人口変化要因として「生存率」「移動率」「出生率」「出生男女比」の4つを想定し、それぞれの将来値を設定した上で、各男女別・年齢別の人口を推計する方法です。

※資料: 習志野市常住人口、習志野市人口推計調査簡易推計報告書

2. 障がい者の動向（統計は各年3月末日現在）

(1) 身体障がい者の状況（身体障害者手帳 所持者数）

身体障害者手帳の所持者の状況を見ると、「18歳未満」「65歳以上」ではほとんど変化はありませんが、18歳以上64歳以下では減少傾向となっています。

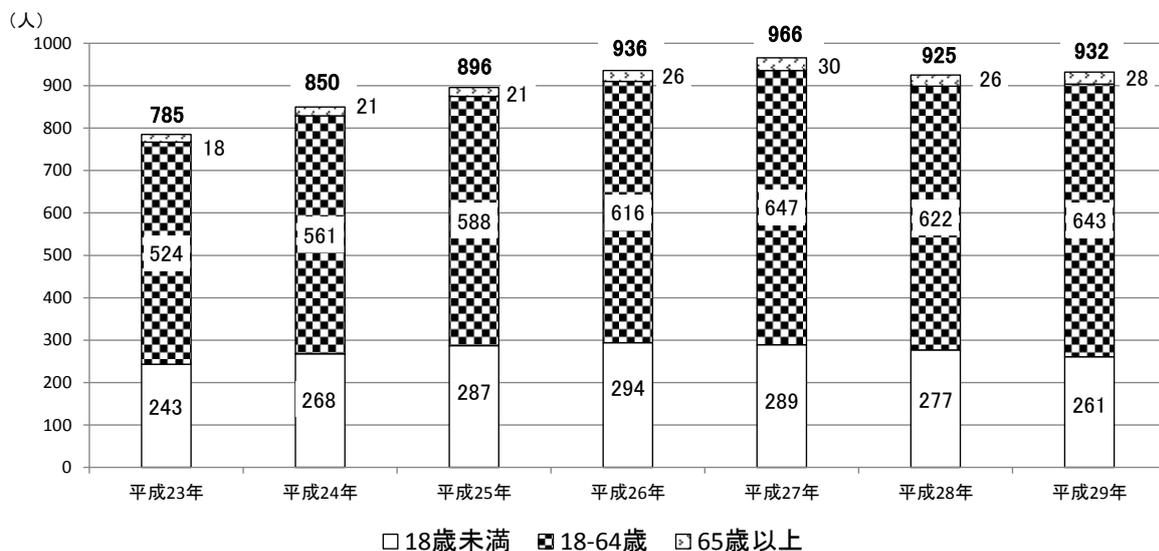


※平成25年から平成26年にかけての手帳所持者の減少について

手帳所持者の死亡や転出について、平成25年までは届出によって抹消の処理をしていましたが、26年以降、住民記録情報に基づき抹消する処理に変更したため手帳所持者が減少しています。

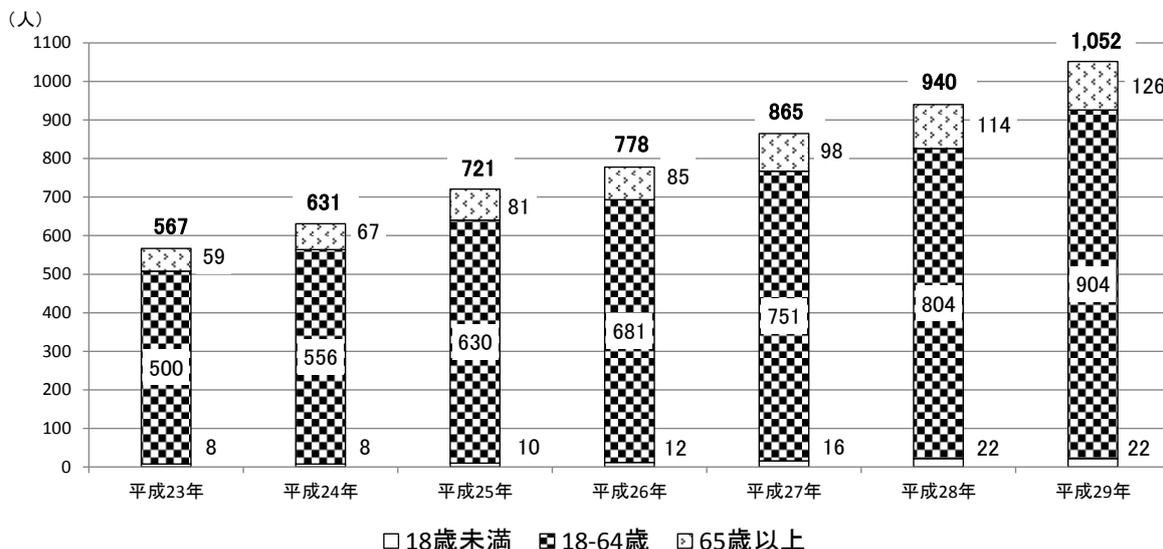
(2) 知的障がい者の状況（療育手帳 所持者数）

療育手帳の所持者の状況を見ると、「18歳未満」では、平成27年以降は減少傾向であり、「18-64歳」では増減はあるものの、平成23年と平成29年を比較すると増加傾向となっています。



(3)精神障がい者の状況(精神障害者保健福祉手帳 所持者数)

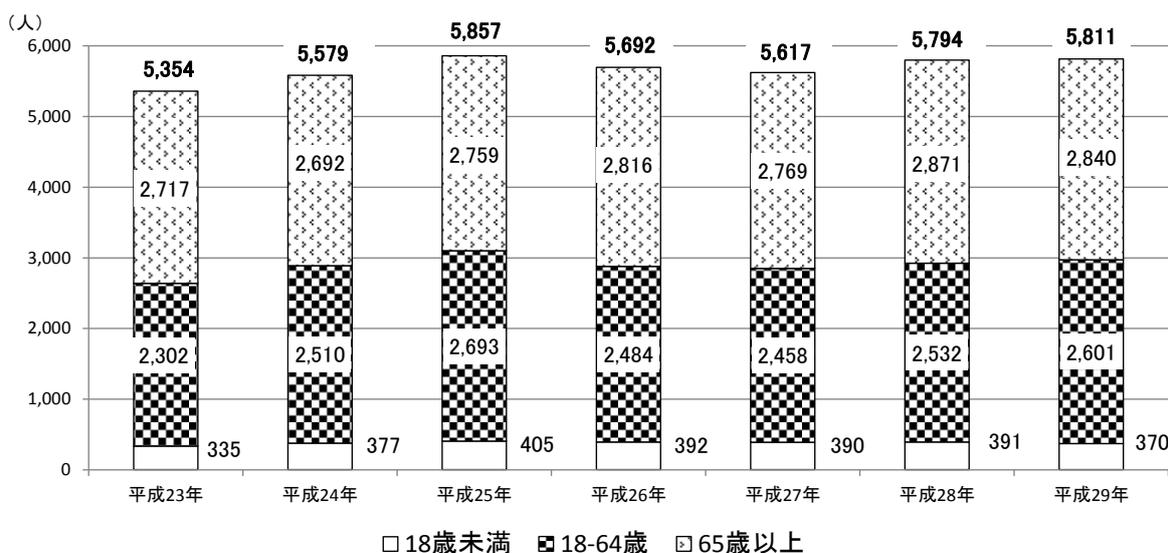
精神障害者保健福祉手帳の所持者の状況を見ると、所持者数は毎年増加しており、特に「18-64歳」では平成23年と平成29年を比べると400人以上増加しています。また、65歳以上でも増加傾向となっています。



(4)障がい者数の状況

障がい者手帳を取得している人の年齢別の状況を見たところ、全体の人数では平成23年と平成29年を比べると、約450人、割合では8.5%増加しています。

年ごとで見ると、平成25年をピークに若干の増減はありますが、ほぼ横ばいの状況となっています。年齢別で見ると、18歳未満は減少傾向、18歳から64歳は増加傾向、65歳以上はほぼ横ばいとなっています。

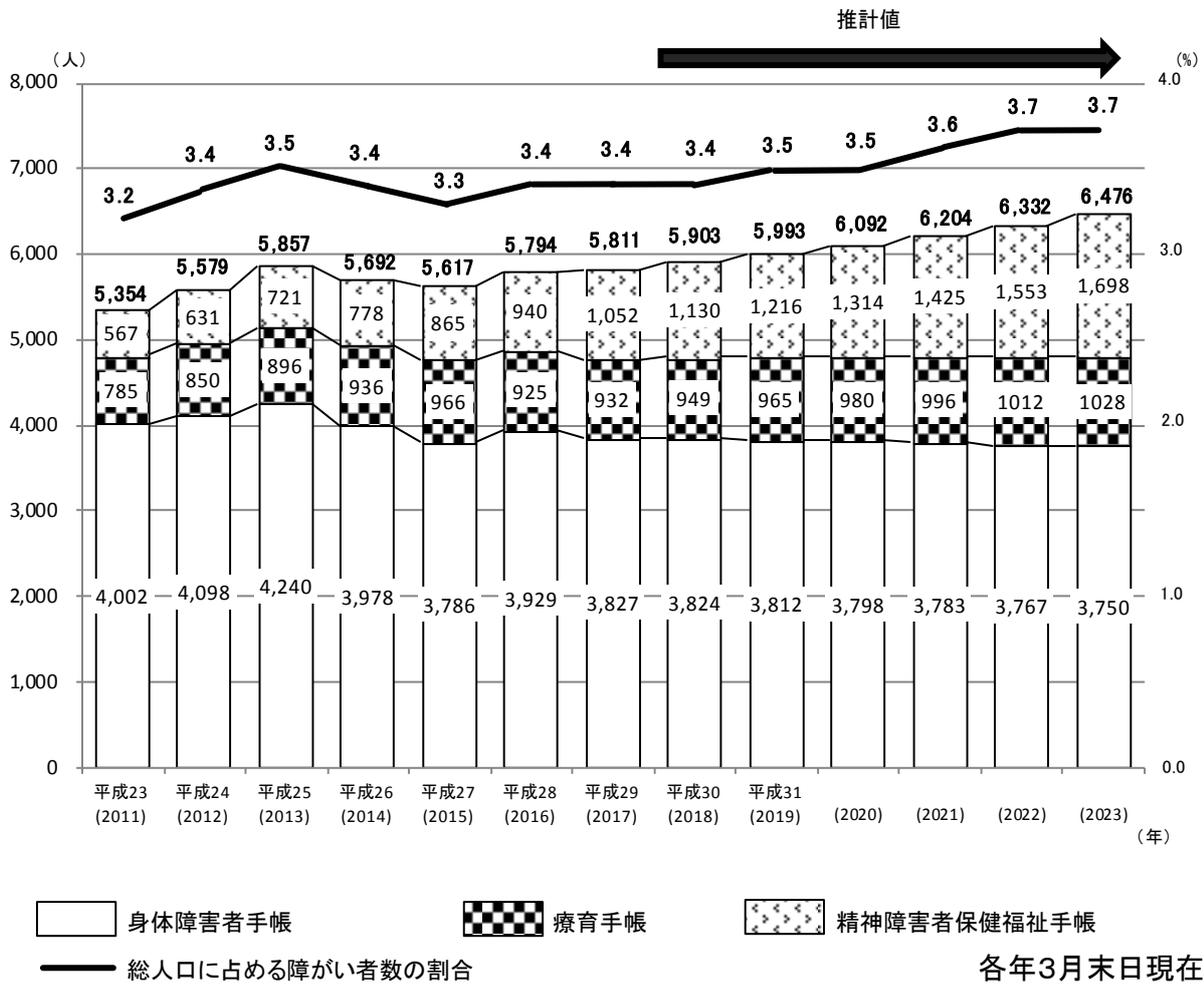


(5) 障がい者数の推計

必ずしも全ての障がいのある人が手帳を取得しているわけではないため、正確に障がい者数を把握することは難しいですが、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の手帳所持者数の合計数の推移から将来的な障がい者数について推計しました。

身体・知的・精神障がい者数については、平成23～29年の手帳所持者数が総人口に占める割合を算出し、各年の構成比の推移から将来的な構成比を推計し、総人口の推計値に掛け合わせることで算出しています。

障がい者数が総人口に占める割合は、上昇傾向にあり、2023年には3.7%と推計されます。障がい者数の内訳としては身体障がい者の占める割合が高くなっていますが、減少傾向となっています。伸び率でみると、精神障がい者の伸びが高くなっています。



平成28年度 障がい者週間 市民のつどい

誰でもできる やさしいまちづくり

—差別のない共生社会の実現に向けて—

障がいのある人が暮らしやすいまちは、
だれにとっても住みやすいまちです。
みなさんの小さな気づかいで、まちは大きく変わります。
あなたもやさしいまちづくりに参加してみませんか？

各種展示や
販売会も
開催！

平成28年
12/11 日 SUN
13:00～16:00
(12:30開場)

入場無料
どなたでもお気軽に
ご参加ください！

定員
200名程度
(申込不要)
手話通訳・要約筆記
磁気ループ席あり

●講演
「障害者差別解消法と、いま私たちにできること」
高梨 憲司 さん
1949年千葉県生まれ。社会福祉法人愛光に44年間在籍。視覚障害者総合支援センター所長をはじめ各施設長を歴任。県の障害者差別禁止条例の策定への貢献などにより内閣総理大臣表彰を受賞。千葉県視覚障害者協会副理事長、社会福祉士。

●演劇
「すずらんの咲く道を
～Lily of the Valley Street～」
すずらん劇団
他 むつみおもちゃ図書館、希望の虹による演奏・ダンス

会場
実朮コミュニティホール2階ホール
習志野市実朮5丁目3番20号(実朮駅徒歩3分)
※駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。

＜お問合せ・保育申込先＞
習志野市 障がい福祉課
電話：047-453-9206 ファックス：047-453-9309

主催：習志野市・習志野市障がい者地域共生協議会 ならしの健康マイレージ対象イベント

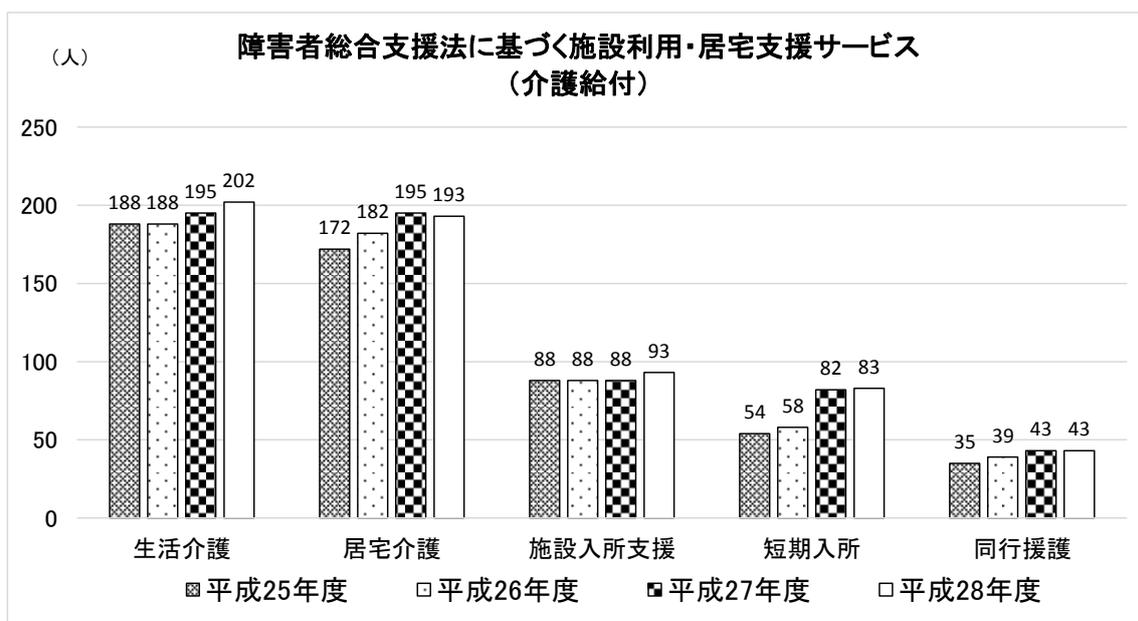
障がい者啓発イベント「平成28年度障がい者週間市民のつどい」
のチラシ

3. サービスの利用状況（統計は各年度末日現在）

(1) 介護給付利用状況の推移

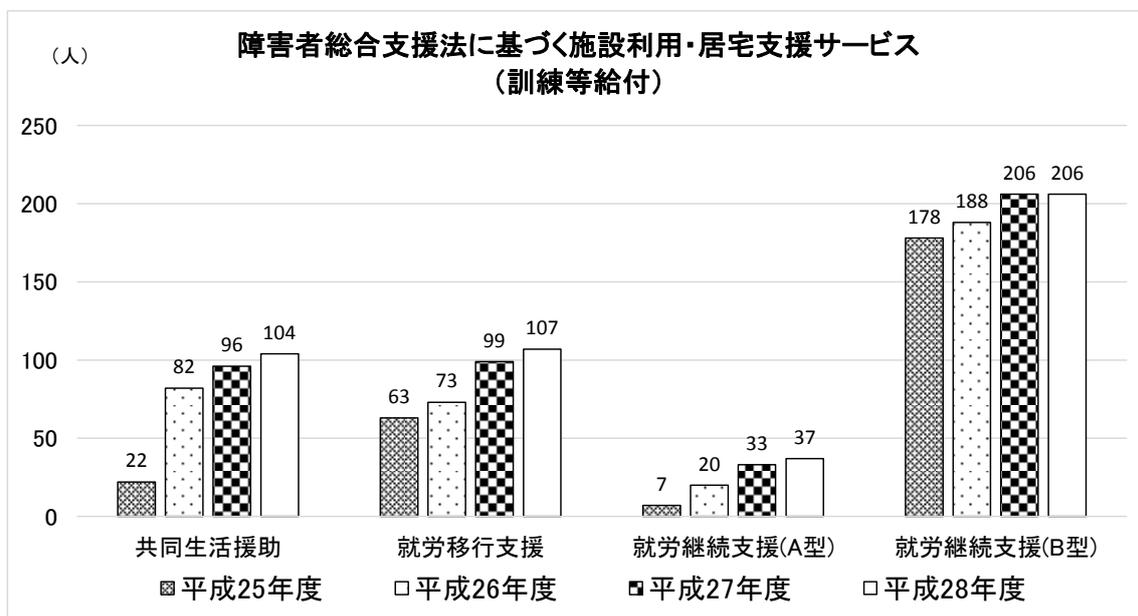
障害者総合支援法に基づく施設利用・居宅支援サービスの中で、介護給付では、生活介護や居宅介護の利用が多く、年々増加する傾向となっています。

また、施設入所支援や短期入所の利用も増加傾向となっています。



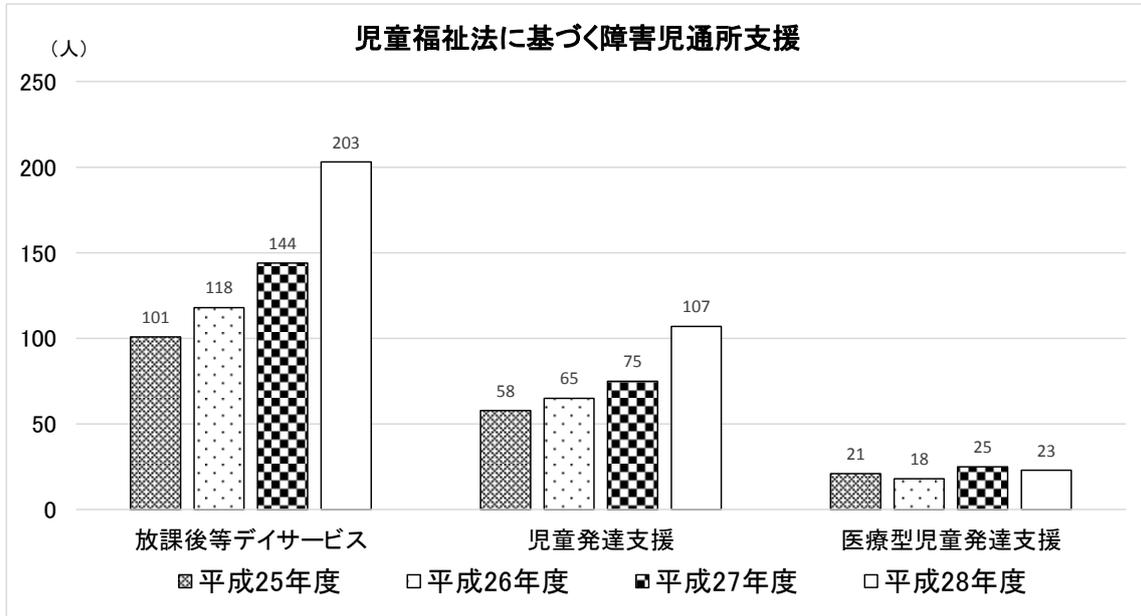
(2) 訓練等給付利用状況の推移

障害者総合支援法に基づく施設利用・居宅支援サービスの中で、訓練等給付では共同生活援助や就労に関する訓練が多く、特に就労継続支援(B型)は毎年多くの人々が利用されています。また、共同生活援助は、急激に利用者数が増加しています。



(3) 障がいのある子のサービス利用状況の推移

児童福祉法に基づく障害児通所支援の中で、放課後等デイサービス事業では4年間で2倍以上利用者数が増加しています。また、児童発達支援においても、4年間で約2倍の利用者数となっています。



障害福祉サービス事業所での作業の様子

4. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

■調査の目的

計画の策定に向けて、障がいのある人の生活実態やご意見・ご要望などを把握することを目的として実施しました。

■調査の方法

対象者の人に郵送で調査票を配布し、無記名で郵送回収しました。(特別支援学級及び通級指導教室に通う児童については、学校を通じて調査票を配布し、無記名で郵送回収しました。)

■調査の期間

平成29年2月1日～20日の期間に実施しました。

■調査票の回収結果

対象者	対象者数	有効回収数	有効回収率
在宅の人(18歳以上)	1,900	1,020	53.7%
施設に入所している人	85	60	70.6%
18歳未満の人と保護者の人	379	185	48.8%
発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人	287	177	61.7%
障がいのない人	981	454	46.3%

■調査の対象者

調査対象の種別	対象者
在宅の人(18歳以上)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人のうち、18歳以上の在宅の人
施設に入所している人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、障がい者施設、介護保険施設に入所している人
18歳未満の人と保護者の人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人のうち、18歳未満の人
発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人	発達障がい等の理由で、特別支援学級、市内小中学校の通級指導教室を利用している人
障がいのない人	手帳を持っていない20歳以上の市民

(2) 調査結果の概要

(選択肢はアンケートに使用した中から主なもののみを記載しており、各パーセンテージの計は100%とはなりません。)

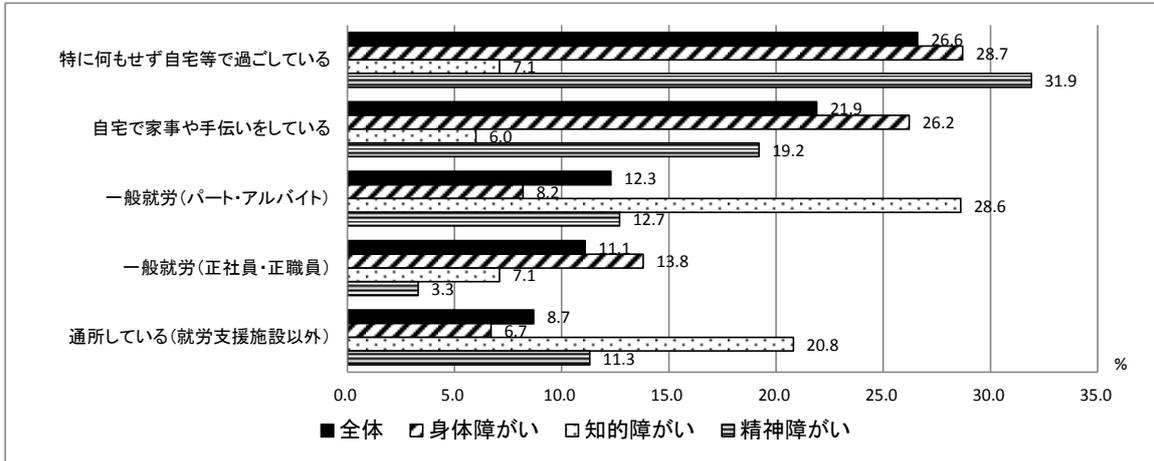
(在宅の人(18歳以上)対象調査)

在宅の人の『将来の暮らし方(問40)』の希望は、「家族と暮らしたい」とした人は50%弱となっていますが、身体障がい者の割合は半数を超え、特に高くなっています。

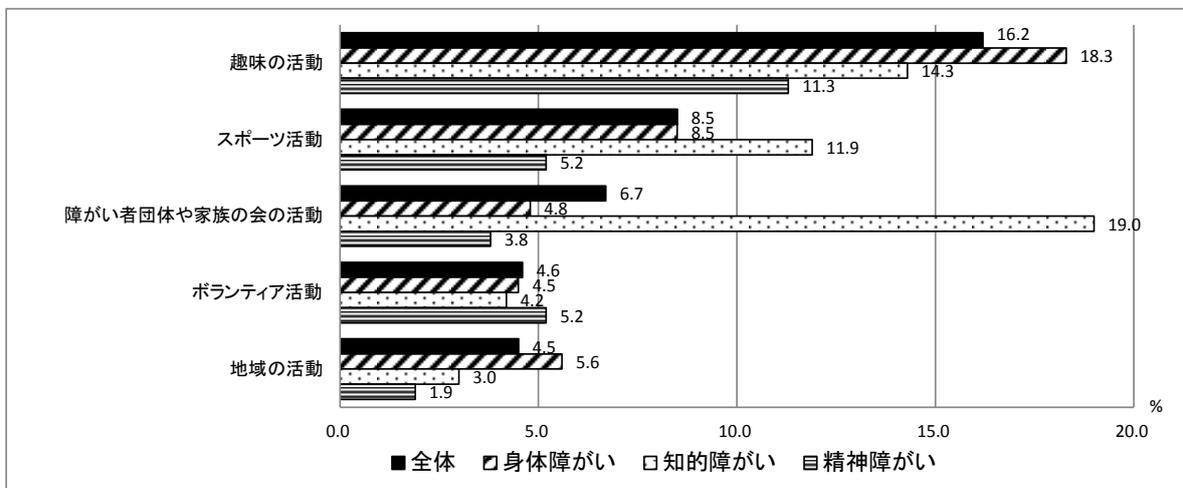
また、『地域生活の課題(問41)』として「生計に不安がある」をあげる人が4割弱を占め、特に精神障がい者の割合が半数を超えています。

『主な収入源(問37)』では、「年金・手当」としている人が半数近くを占め、「一般就労による収入」や「事業収入」の割合は低く、『今後、市が力を入れてほしい施策(問44)』で「経済的支援の充実」をあげる人が34%であることから、経済面での不安を感じている人は少なくありません。

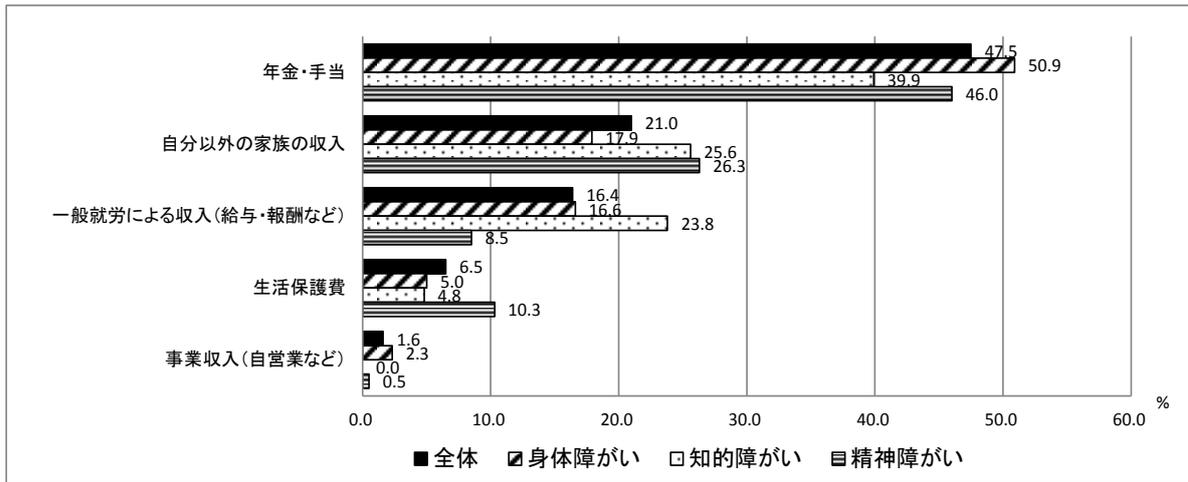
問 19: 平日の日中の過ごし方



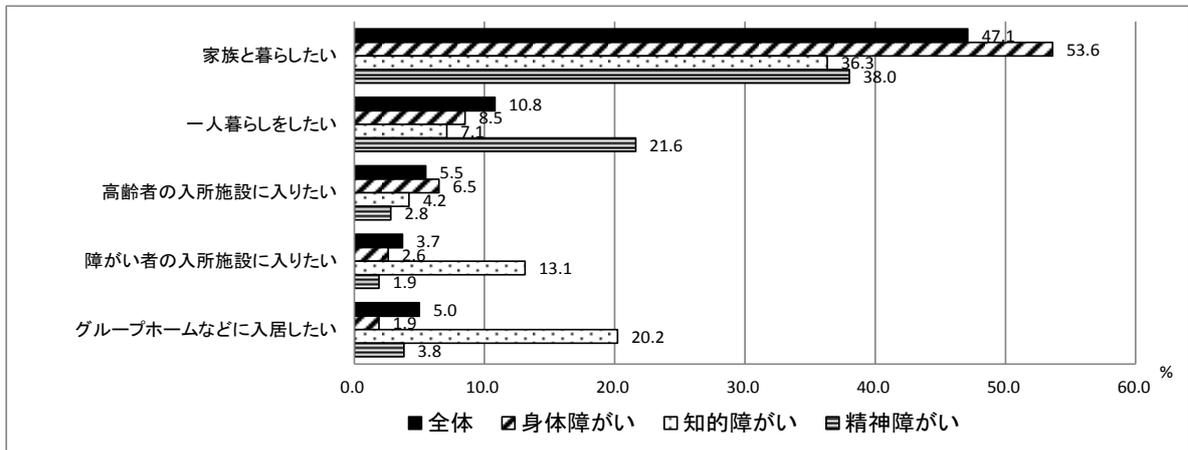
問 28: 参加している社会活動



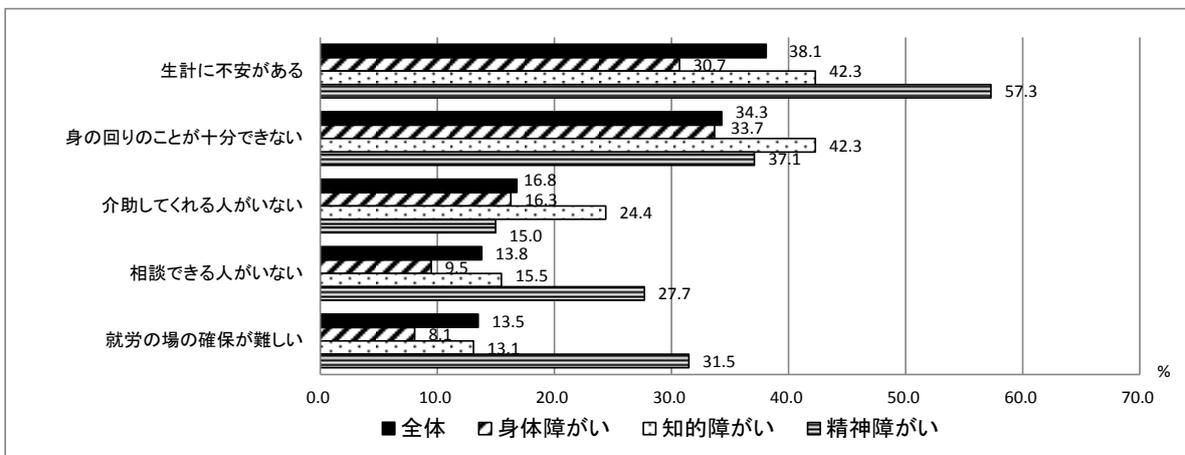
問 37: 主な収入源



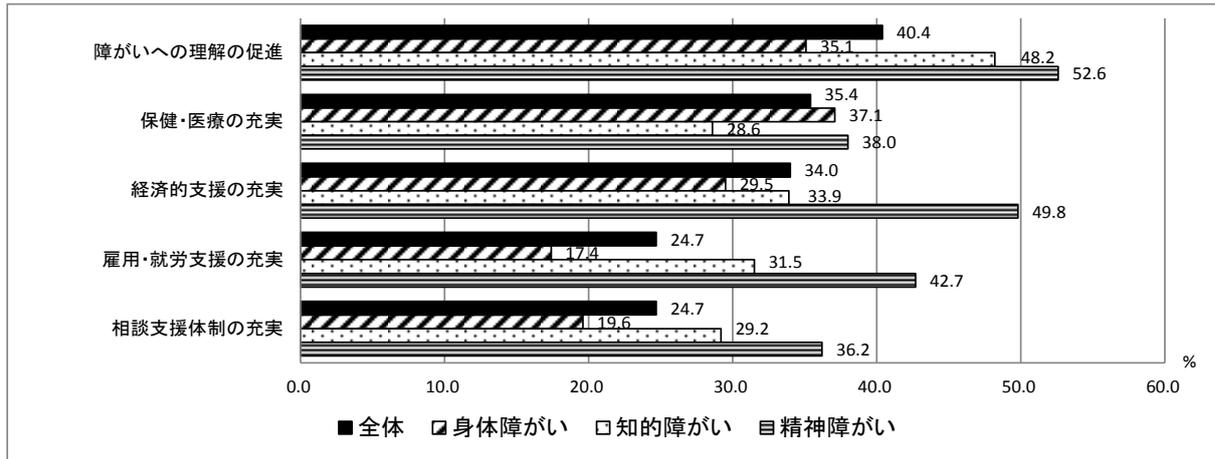
問 40: 将来の暮らし方



問 41: 地域生活の課題



問 44: 今後、市が力を入れてほしい施策



障がい者啓発イベント「平成28年度障がい者週間市民のつどい」での講演の様子

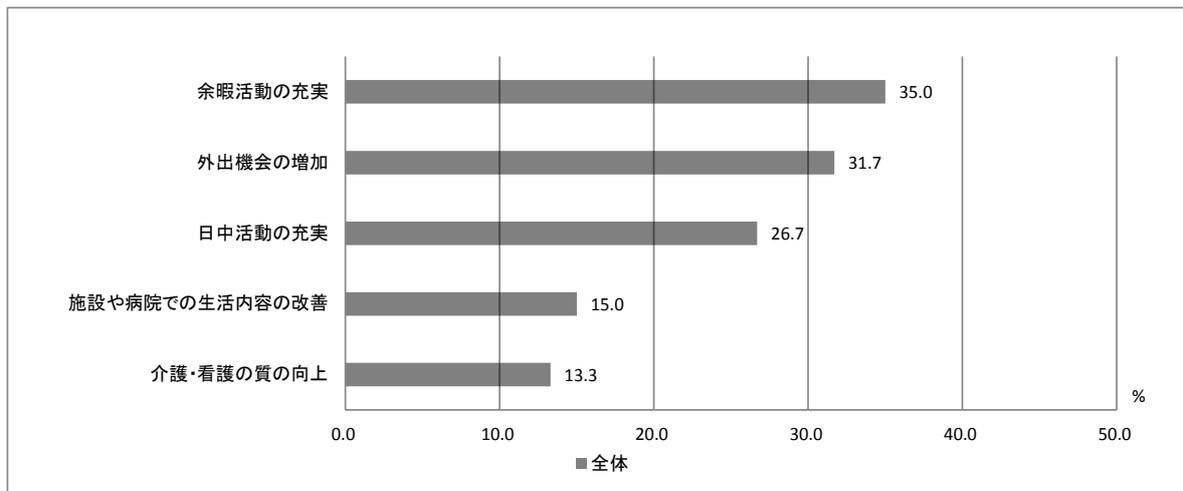
(施設に入所している人対象調査)

施設に入所している人の『将来の暮らし方(問23)』の希望では、「現在入所している施設で暮らし続けたい」とする人が4割を超えています。その理由では、「施設にいたほうが安心できるから」とする人が56%と高くなっています。

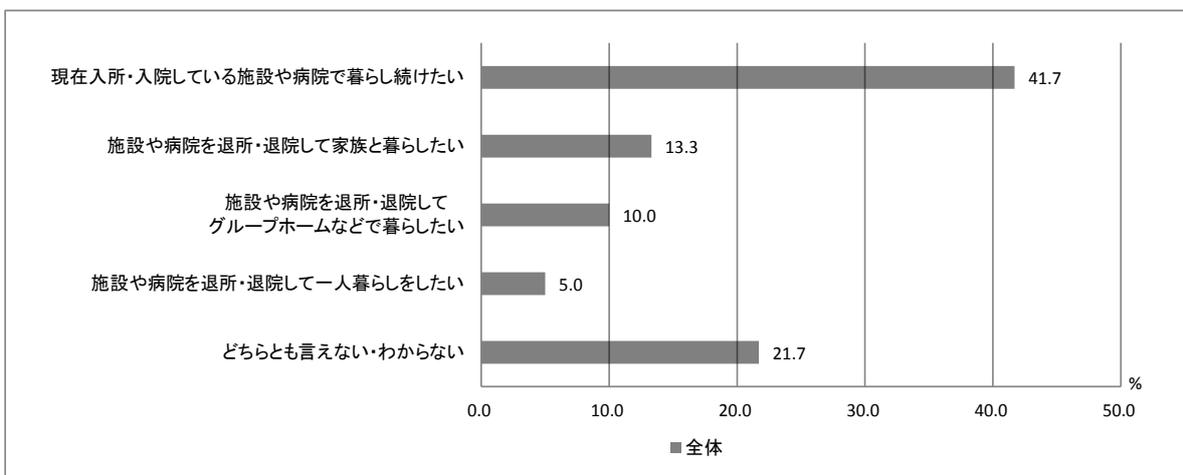
また、『地域生活の課題(問27)』としては、「身の回りのことが十分できない」が半数を超えています。

『今後、市が力を入れてほしい施策(問29)』では、「入所施設の充実」と「障がいへの理解の促進」が3割を超えて高く、より暮らしやすい入所環境や障がいへの理解を求める傾向が多く見られます。

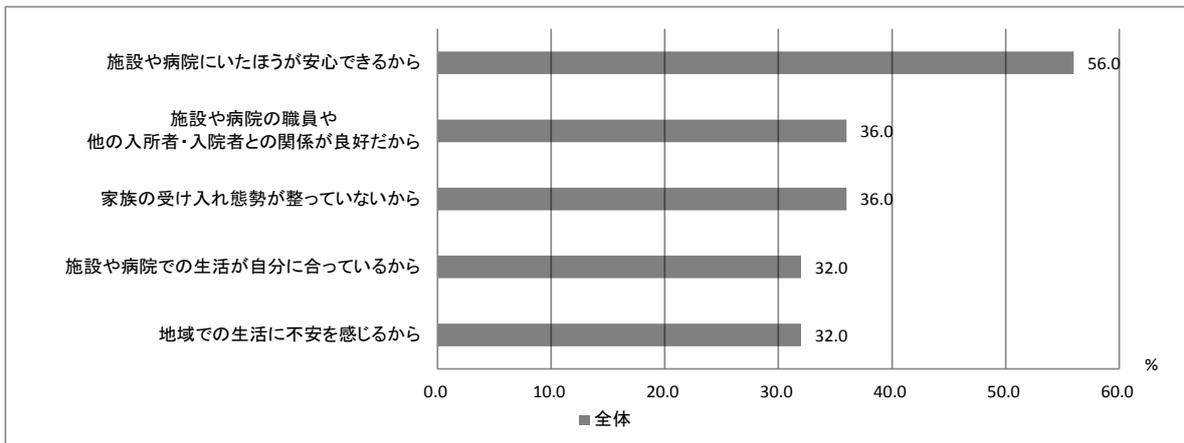
問 15: 施設に対する要望



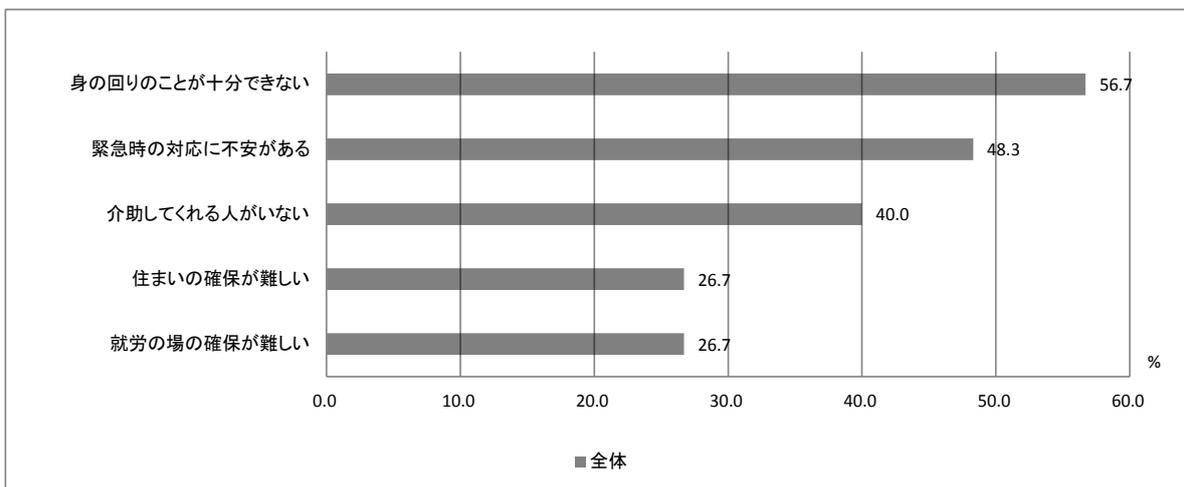
問 23: 将来の暮らし方



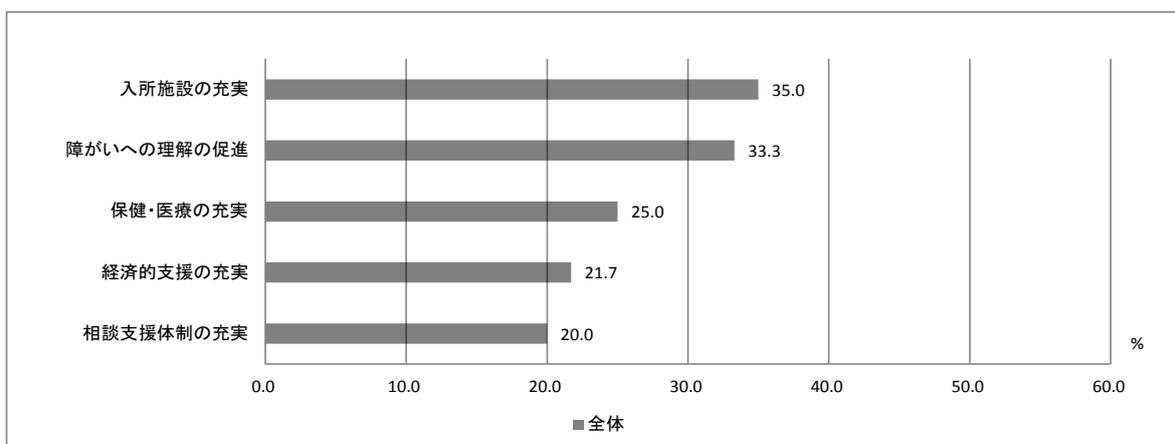
問 26: 施設で暮らし続けたい理由



問 27: 地域生活の課題



問 29: 今後、市が力を入れてほしい施策



(18歳未満の人と保護者の人対象調査)

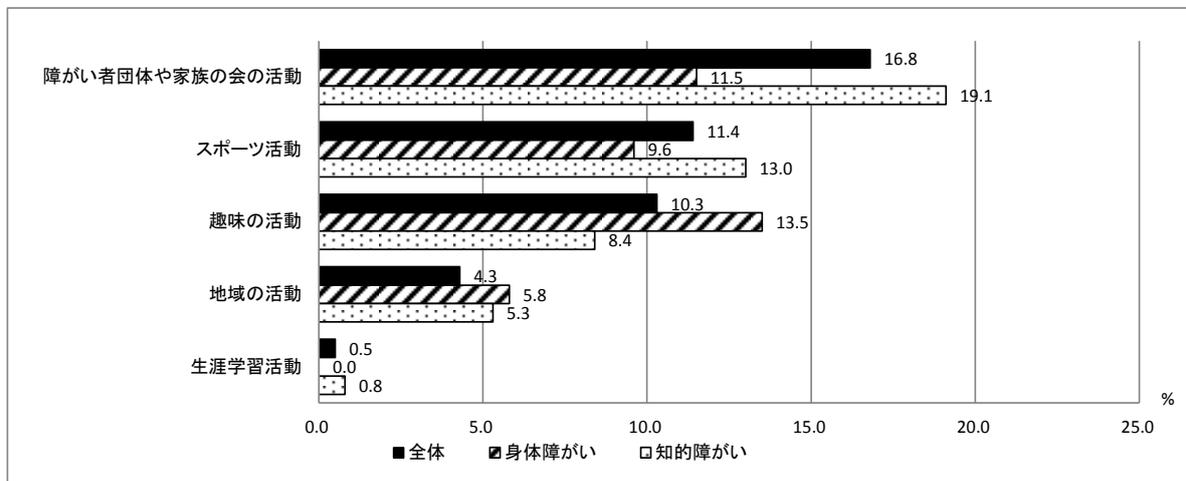
18歳未満の人の『将来の暮らし方(問41)』の希望をみると、「家族と暮らしたい」とする人が約半数を占めています。

また、『今後の生活で充実させたいこと(問43)』をみると、「友達や仲間との交流」が身体障がい・知的障がい共に最も回答が多いことや「趣味・スポーツなどの余暇活動」の回答が多いことから、地域の人々との関わりを重視しながら生活を続けたいとする傾向が見られます。

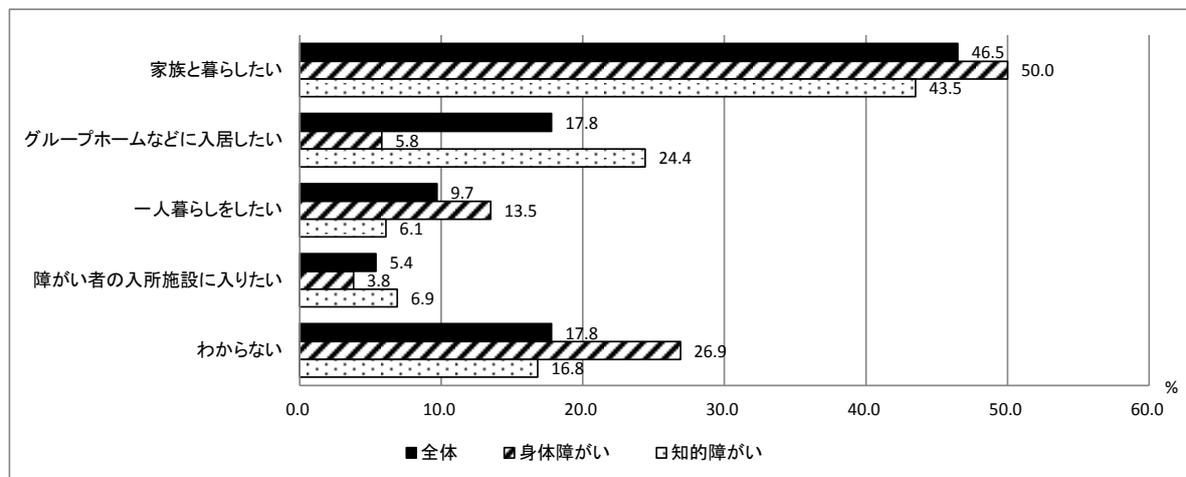
さらに、『地域生活の課題(問42)』では、「生計に不安がある」や「就労の場の確保が難しい」の2つに対する回答が多い状況です。

『今後市が力を入れてほしい施策(問45)』では「障がいへの理解の促進」が身体障がい・知的障がい共に最も回答が多く、次いで、身体障がいは「教育・育成の充実」が、知的障がいは「雇用・就労支援の充実」の回答が多くなっています。

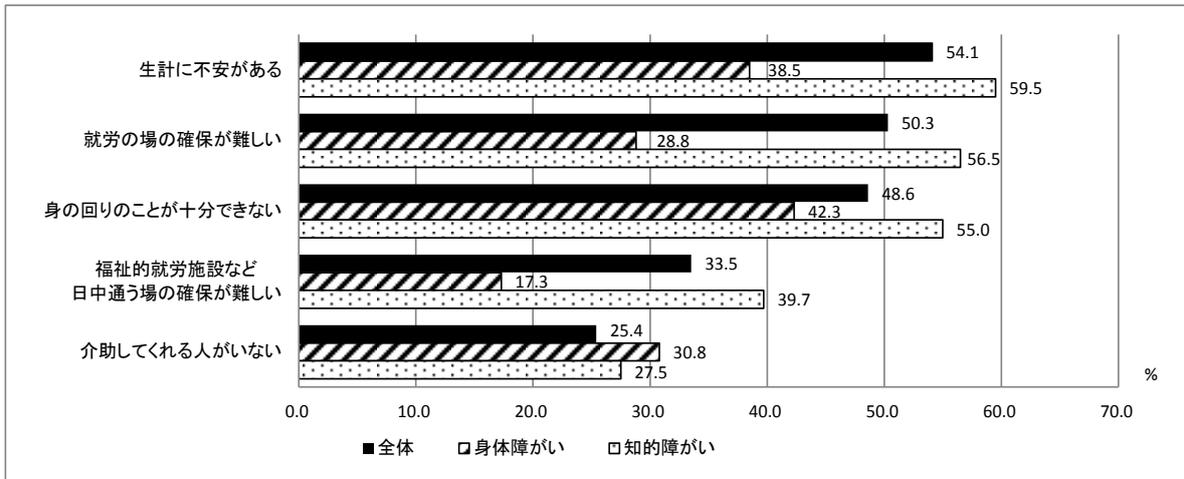
問 31: 社会活動への参加状況



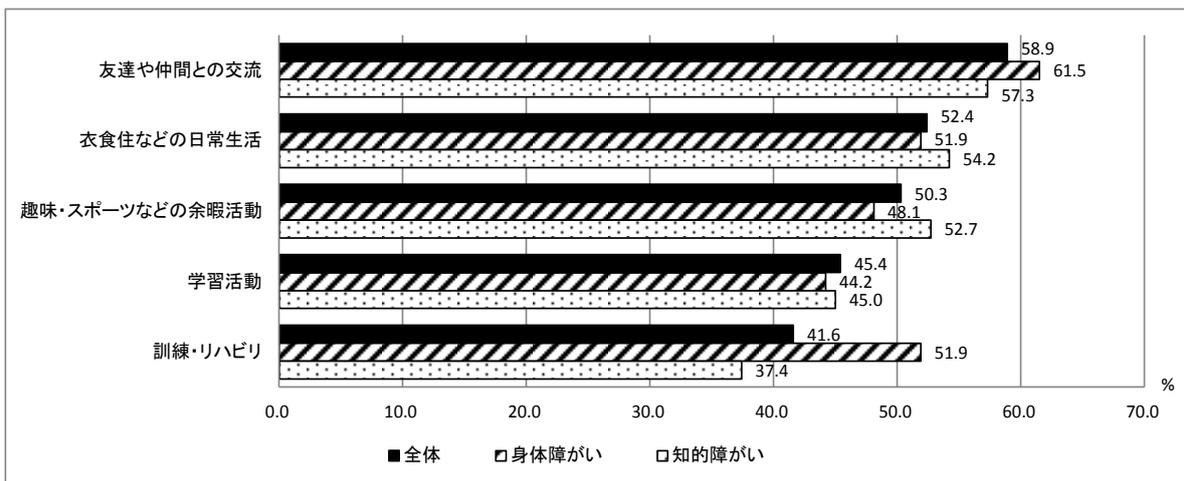
問 41: 将来の暮らし方



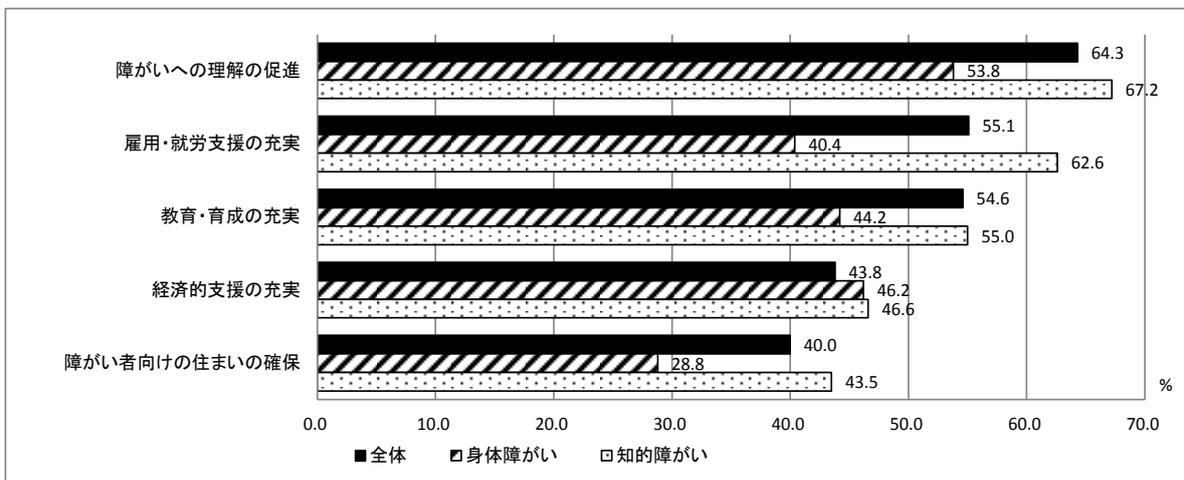
問 42: 地域生活の課題



問 43: 今後の生活で充実させたいこと



問 45: 今後、市が力を入れてほしい施策



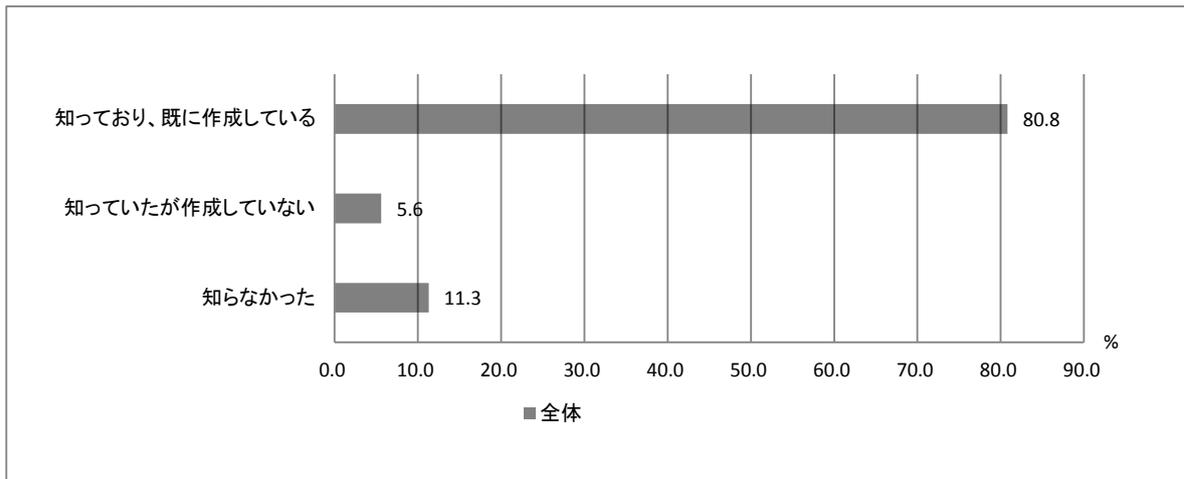
(発達障がいの人(18歳未満)と保護者の人対象調査)

『将来の暮らし方(問34)』では「家族と暮らしたい」が6割と高くなっており、住み慣れた地域での生活や学校生活の充実が求められています。

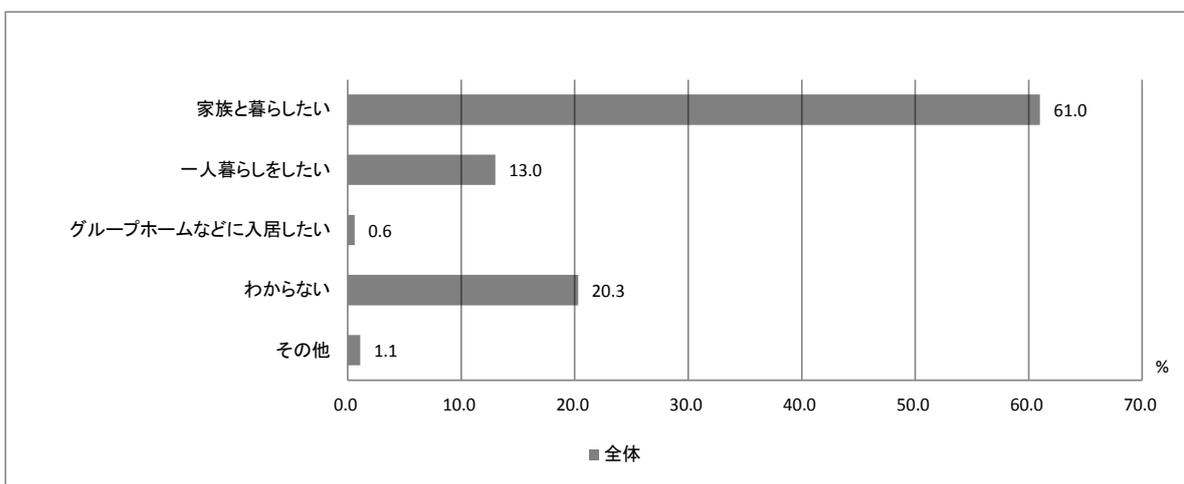
また、『地域生活の課題(問35)』では、「生計に不安がある」や「就労の場の確保が難しい」の2つの回答が多くなっています。

さらに『今後、市が力を入れてほしい施策(問37)』では「教育・育成の充実」の回答が最も多く、次いで「障がいに対する理解の促進」の回答が多くなっています。

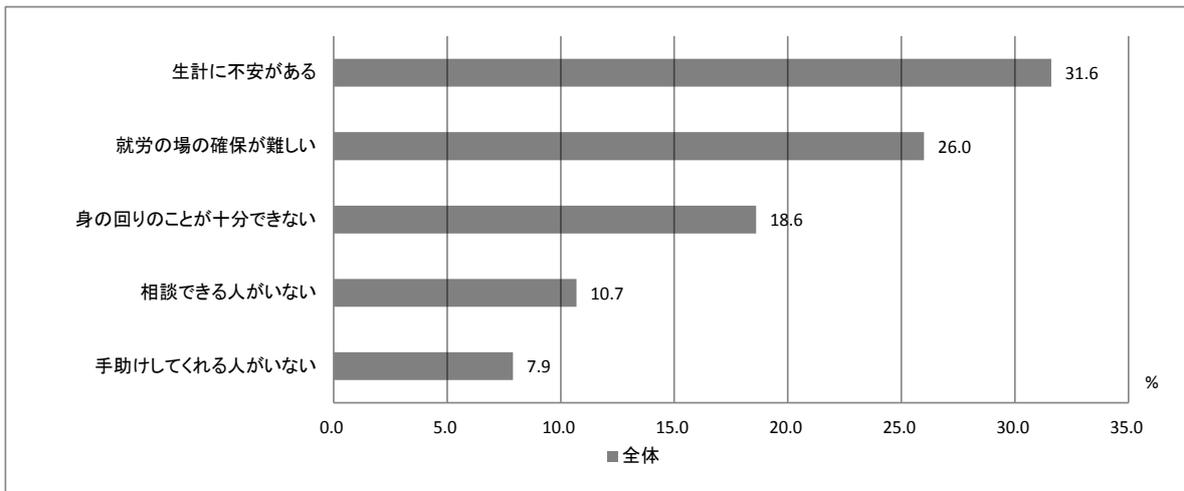
問 18: 個別支援計画の認知・作成状況



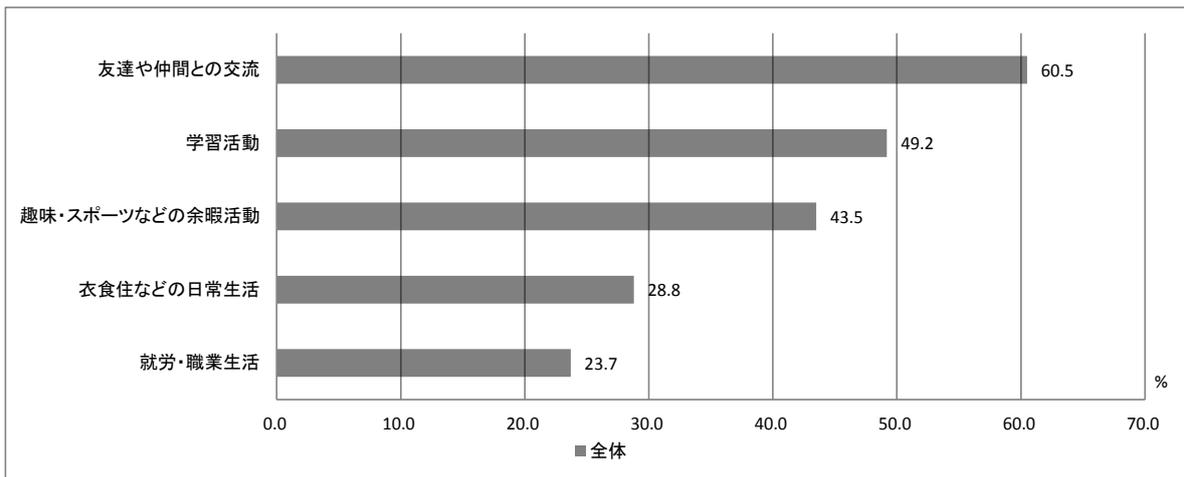
問 34: 将来の暮らし方



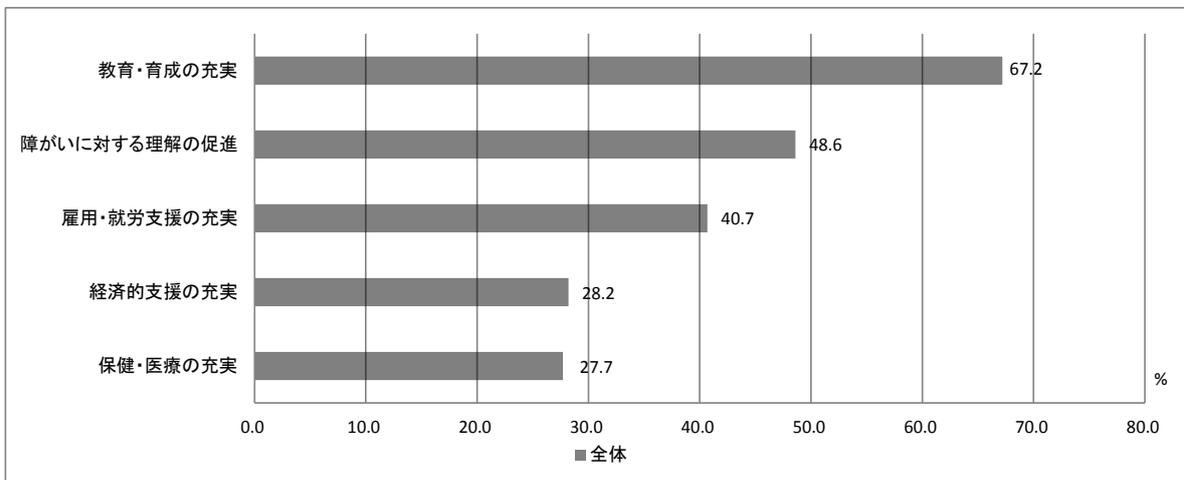
問 35: 地域生活の課題



問 36: 今後の生活で充実させたいこと



問 37: 今後、市が力を入れてほしい施策



(障がいのない人対象調査)

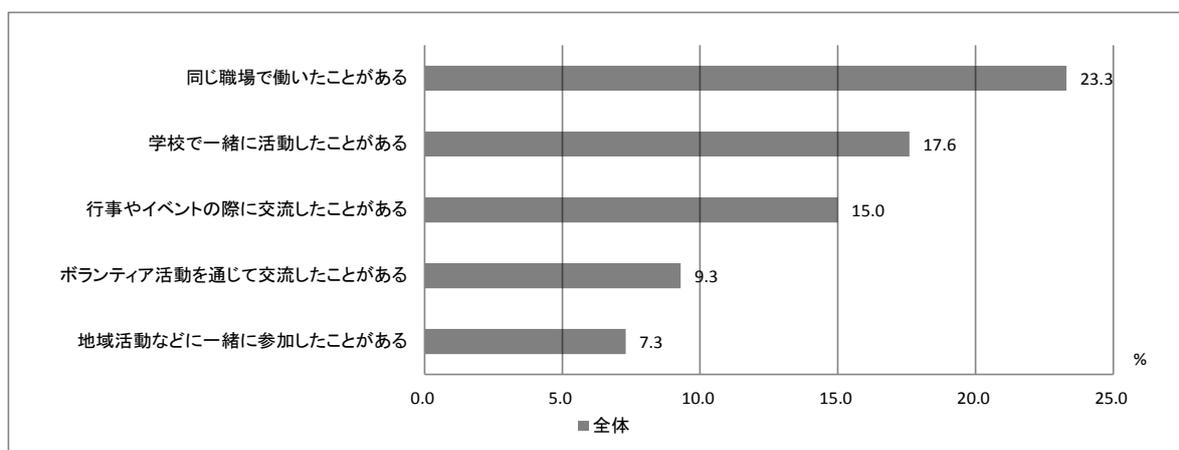
障がいのない人の『障がいのある人との交流経験(問6)』をみると、「同じ職場で働いたことがある」が20%以上で最も高く、次いで、「学校で一緒に活動したことがある」が17%強と、交流を経験している人が少ない状況であることがうかがえます。

さらに、『社会における障がい者差別の有無(問9)』では、8割以上の人々が“差別がある”と感じています。

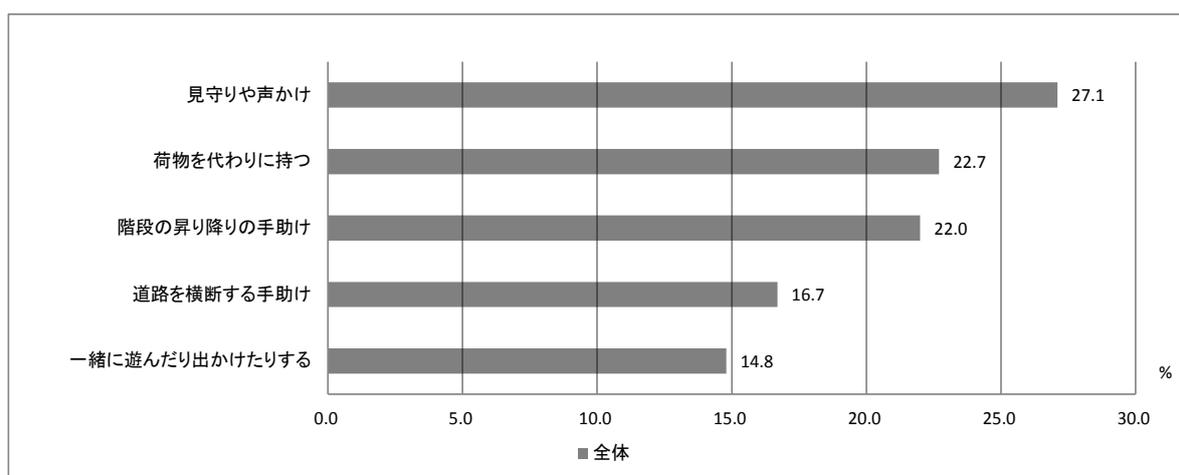
『障がい等への理解を深めるため必要な取り組み(問10)』では、「子どもの頃からの交流機会の確保」や「学校における障がい教育の推進」に対する回答が多く、保育や教育の中での取り組みが重要と考えられています。

また、『今後、市が力を入れてほしい施策(問24)』では、「地域の中で生活できるような福祉サービスの充実」や「就労への支援、働く機会の充実」に対する回答が多く、より自立した生活を送るための施策が重要と考えられています。

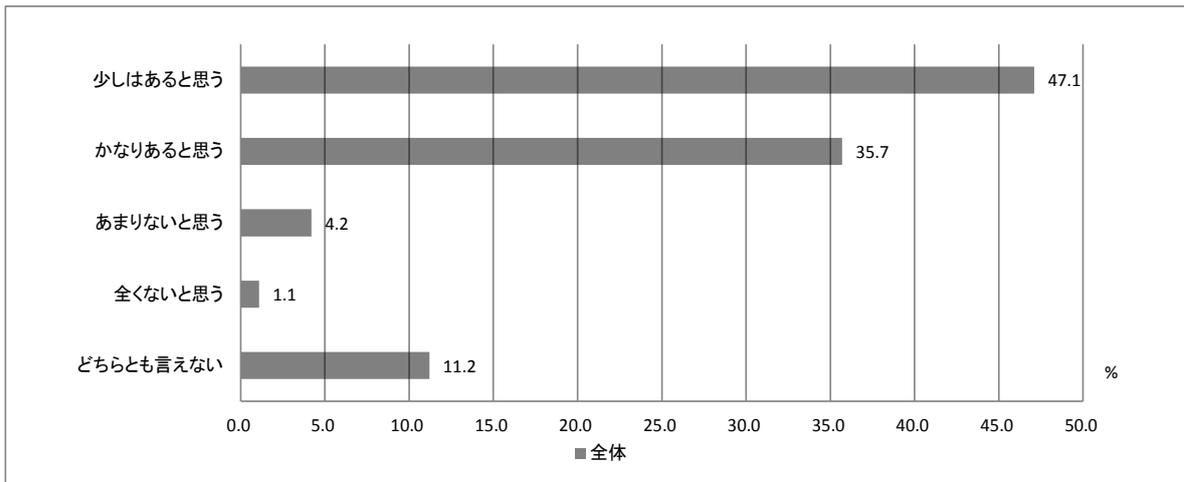
問6: 障がいのある人との交流経験



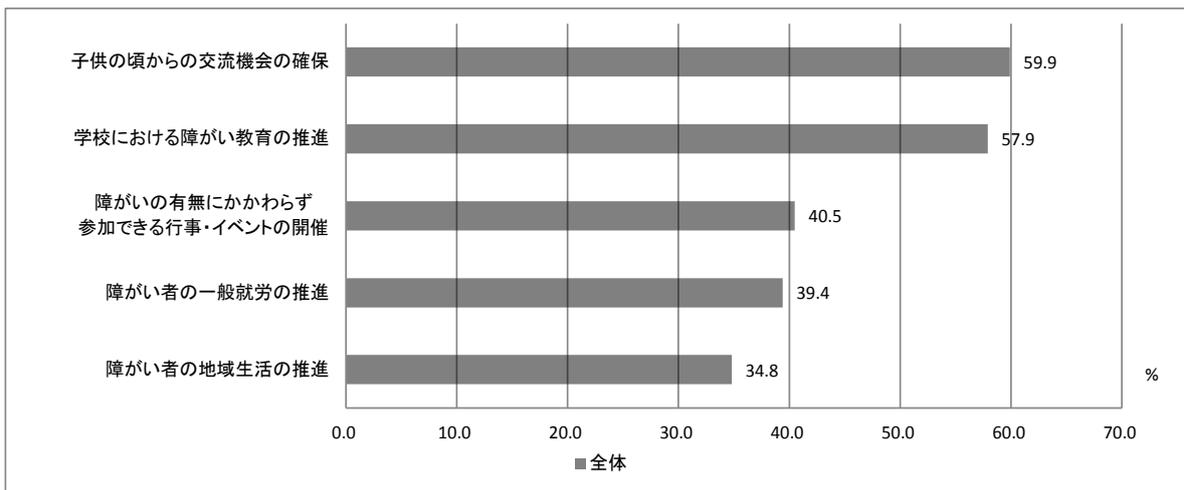
問7: 障がいのある人への支援の経験



問 9: 社会における障がい者差別の有無



問 10: 障がい等への理解を深めるため必要な取り組み



問 24: 今後、市が力を入れてほしい施策

